

## 2. 所在地別セグメント情報

平成24年度中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）

平成25年度中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 3. 海外経常収益

平成24年度中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）

平成25年度中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）

海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## 連結リスク管理債権

### ●連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
破綻先債権額	13,451	10,130
延滞債権額	62,032	63,379
3ヵ月以上延滞債権額	650	1,430
貸出条件緩和債権額	35,595	39,615
合計	111,729	114,555

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 連結自己資本比率

### ●連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、%）

	平成25年9月30日
1 連結総自己資本比率（4/7）	13.74
2 連結Tier1比率（5/7）	11.54
3 連結普通株式等Tier1比率（6/7）	11.54
4 連結における総自己資本の額	4,269
5 連結におけるTier1資本の額	3,584
6 連結における普通株式等Tier1資本の額	3,584
7 リスク・アセットの額	31,053
8 連結総所要自己資本額	2,484

- (注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、算出しております。
- なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。